

○福津市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例

平成17年1月24日

条例第139号

(趣旨)

第1条 この条例は、[消防組織法\(昭和22年法律第226号\)第19条](#)及び[第22条](#)から[第25条](#)までの規定に基づき、非常勤の消防団員(以下「消防団員」という。)の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等について定めるものとする。

(定員)

第2条 消防団員の定数は、次のとおりとする。

	職名	員数
役付消防団員	消防団長	1人
	副団長	3人
	分団長	13人
	副分団長	22人
	班長	63人
一般団員		260人
計		362人

2 [消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令\(昭和31年政令第346号\)第4条第1項第1号](#)の規定に基づき消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、[前項](#)の団員の定数とする。

3 同令第4条第3項の規定に基づき消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、[第1項](#)の団員の定数から当該定数のうち[次の各号](#)の一に該当するものの合計数を控除した数とする。

(1) 任用期間が5年未満である団員に係るもの

(2) 任用に当たって従事すべき消防事務の範囲が極めて限定されており、かつ、当該消防事務の量、困難性等、団員間の衡平その他の事情に照らして退職報償金を支給することが適当でない団員に係るもの

(任用)

第3条 消防団長は、消防団の推薦に基づき市長が任命し、消防団長以外の消防団員は、[次の各号](#)に掲げる資格を有する者のうちから市長の承認を得て団長が任命する。

(1) 本市内に居住し、又は勤務する者

(2) 年齢18歳以上の者

(3) 志操堅固で身体強健な者

2 [前条](#)に規定する役付消防団員(消防団長を除く。)の任命については、消防団長が、消防団員のうちから選考し、市長の承認を得てから任命する。

3 消防団長、副団長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(欠格条項)

第4条 [次の各号](#)のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) [第6条](#)の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(3) 6月以上本市内の居住地又は勤務する場所を離れて生活する者

(分限)

第5条 任命権者は、消防団員が[次の各号](#)のいずれかに該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。

(1) 勤務成績がよくない場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれにたえない場合

(3) [前2号](#)に定める場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合

(4) [第2条](#)に規定する定数の改廃又は予算の減少により、過員を生じた場合

2 消防団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

- (1) 前条第1号、第2号又は第4号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 本市の区域外に居住地を移転し、又は勤務場所を移した場合
(懲戒)

第6条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、停職又は免職の処分をすることができる。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。
- (2) 職務上の業務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 消防団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

(手続)

第7条 分限及び懲戒に関する処分の手続については、規則で定める。

(服務規律)

第8条 消防団員は、消防団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合にあっても、災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)の発生を知ったときは、あらかじめ消防団長が定めた出動計画に従い直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

第9条 消防団員が10日以上居住地を離れる場合は、消防団長にあつては市長に、その他の消防団員にあつては消防団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、消防団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第10条 消防団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第11条 消防団員は、消防団の正常な運営を障害し、又は著しくその活動能力を低下させる等の集团的行動を行ってはならない。

(報酬)

第12条 消防団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2 消防団員には、次の表に掲げる区分により、それぞれ当該欄に掲げる年額報酬を支給する。

職名		報酬の額
役付消防団員	消防団長	年額 200,000円
	副団長	年額 150,000円
	分団長	年額 110,000円
	副分団長	年額 66,000円
	班長	年額 53,000円
一般団員		年額 37,000円

3 前項の年額報酬は、毎会計年度につき支給するものとし、会計年度の途中において当該職員となり又は当該職員でなくなった場合の年額報酬の額は月割によって計算する。

4 消防団員が次の表に掲げる職務に従事するときは、それぞれ当該欄に掲げる出動報酬を支給する。

職務の種類	報酬の額
災害時の出動	出動時間が4時間以上の場合 日額 8,000円
	出動時間が4時間未満の場合 日額 4,000円
その他の出動	日額 3,500円

(費用弁償)

第13条 消防団員が公務遂行のため出動したときは、費用弁償として、出動した日数に応じて日額2,000円を支給する。

2 消防団員が公務遂行のため旅行したときは、次の表に掲げる区分により、それぞれ当該欄に掲げる金額を支給する。

職名	金額
消防団長 副団長	<u>福津市特別職の職員で常勤のもの</u> の給与及び旅費に関する条例(平成17年福津市条例第36号)第5条の規定による旅費相当額
その他の消防団員	<u>福津市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例(平成17年福津市条例第41号)</u> の規定による旅費相当額

- 3 報酬及び費用弁償の支給の方法については、福津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年福津市条例第34号)第5条の規定を準用する。

(公務災害補償)

第14条 消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害となった場合においては、その消防団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し損害を補償する。

- 2 公務災害補償の額及び支給方法については、別に定める。

(退職報償金)

第15条 消防団員(勤務年数が5年未満である者及び第2条第3項第2号の団員に該当する者を除く。)が退職した場合においては、その者(死亡による退職の場合には、その者の家族)に退職報償金を支給する。

- 2 退職報償金の額及び支給方法については、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年1月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の福間町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例(昭和40年福間町条例第20号)又は消防団条例(昭和30年津屋崎町条例第8号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年3月23日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年6月24日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、現に団員である者は、第2条第3項各号に規定する団員に該当しないものとみなす。
- 3 この条例の施行の日から平成20年9月30日までの間におけるこの条例による改正後の第15条第1項の規定の適用については、同項中「勤務年数が5年未満である者及び第2条第3項第2号の団員に該当する者」とあるのは、「勤務年数が5年未満である者」とする。

附 則(平成25年4月1日条例第16号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月10日条例第21号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月10日条例第31号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。

附 則(令和4年3月28日条例第7号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月8日条例第29号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。